

病児保育事業送迎対応（お迎えサービス）に関する

同意書

お迎えサービスは病児保育事業でありますので、救急搬送の医療とは明確に異なることをまた、面識のない大人に知らない場所に連れて行かれることは、こどもの心身への負担が大きいということを十分に理解したうえで、下記の内容について同意いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人恩賜財団

済生会宇都宮病院（病児保育施設「おはなほいくえん」）

病院長 殿

住 所 宇都宮市

児童名

保護者

印

1. お迎えサービスは、内科的疾患（発熱・咳・下痢・嘔吐等）が対象となりますので、打撲や裂傷等の外傷性の損傷での利用はできないこと。
2. 利用状況により、病児保育室の確保ができない場合は、お迎えサービスをお断りする場合があります。
3. こどもが啼泣の状態でも、病状を優先してお迎えサービスが実施されること。
4. 入室前診察は、病児保育施設の判断により、病児保育連携医療機関で行う場合があること。
5. 診断により保護者の保護が必要とされた場合は、病児保育室でのお預かりができませんので直ちに診察した医療機関に迎えにくること。
6. 病状により、採血やエックス線検査、または処置治療が必要とされた場合は、お電話での実施の確認や、あるいは医療機関に来ていただく場合があること。
7. 入院加療が必要とされた場合は、直ちに診察した医療機関に迎えにくること。
8. 病状がさらに悪化し再度医師の診察が必要と判断された場合、保護者にお迎えをお願いする場合があります。
9. 緊急を要する場合は、保護者の了解を得ないままに医療機関に搬送し、受診治療措置を行う場合があります。
10. 保育料・衛生消耗品使用料・診察諸経費は、病児保育施設へのお迎え時に精算すること。
11. 送迎中に結果として、受傷や損害・障害が生じた場合の補償は保険が適用されること。
12. 住民登録台帳・課税状況等、利用者及び保護者の情報を、宇都宮市を通じて調査すること。
13. 病児保育室でのお子さまの引き渡しは、身分が証明された方のみになること。
14. 事前登録申請書等に記載された内容について、保育園（子ども園）と情報を共有すること。